



感染者の動向

感染者数／1日*	16人（減少）
累計死亡者数	27人
死亡者数／100万人	5人

(*9月28日～10月4日の平均) 出所：WHO



行動・活動制限

活動制限	あり ※緩和傾向
実施主体	シンガポール政府（政府マルチタスクフォース）
具体的制限	<ul style="list-style-type: none"> 4月7日以降、部分的ロックダウン「サーキットブレーカー」を実施。同措置は6月2日以降、3段階で解除。6月19日からフェーズ2へ移行。 4月14日以降、外出時のマスク着用を義務付け（幼児・子供やランニング時などは除く）。
日本人学校	<ul style="list-style-type: none"> 小学校は6月29日より、中学校は7月20日より通常通りの毎日登校へ。

シンガポール事務所
藤江秀樹

空港再開／直行使

空港	稼働中
日本からの直行使	チャンギ空港への乗入航空便は大幅に減便。4つのターミナルのうち第2、第4ターミナルが閉鎖。



日本人に対する入国制限

日本人の入国	可（長期、短期共に条件付き）
外務省渡航情報	可（長期、短期共に条件付き）
レベル3 渡航中止勧告（感染症） 出所：外務省等	可（長期、短期共に条件付き）

制限措置概要

- 3月23日23時59分から、短期滞在者の入国及びトランジットを禁止。
- 国民、永住権者、長期ビザ取得者は、入国後14日間の隔離義務（政府指定の宿泊施設）。隔離終了前にPCR検査。低リスク国からは、入国後7日間隔離（自宅隔離可能）。
- 日本との間で、公務、ビジネス上、必要な相互出張を認める「相互グリーン・レーン（RGL）」を開始（9/18受付開始）

中長期的な事業戦略の見直しに踏み出すシンガポール拠点

- 6月2日から3段階での事業閉鎖解除のフェーズ1を開始。19日からはフェーズ2へ移行。幅広い業種が営業再開（飲食店では5人までのイートインや小売店再開など）ただし、オフィスでは引き続き自宅勤務が推奨され、日系企業も同様の措置。
- 進出日系企業では、アジア大洋州の中長期的な事業戦略の見直しを模索する動きも。イノベーションやデジタル技術を取り込むことで、ダイナミックに変化を遂げる域内市場に向き合い、事業変革を促すことの重要性が改めて認識されている。



経済活動再開の状況

経済活動制限
主要規制・制限
<ul style="list-style-type: none"> 部分的ロックダウン「サーキットブレーカー」は6月2日以降、3段階で緩和。フェーズ1では理容、自動車修理、専門サービスなどが事業再開するほか、幼稚園、公立小中学校が段階的に開校。 フェーズ2（6月19日以降）は、ほぼすべての店舗が営業を再開。映画館・博物館の再開（7/13～）、結婚式許可（最大50名、8/4～）など社会活動の制限を徐々に解除。10月1日からは、最大250人までの国際会議・展示会の開催を試験的に解禁。 9月28日からは、職場においてより多くの従業員が勤務できる。少なくとも労働時間の半分は在宅勤務を維持。雇用主は、在宅勤務可能な従業員について、半数を超える人数を同時点で職場にて勤務させることはできない。 ただし、5人以上の集まりは原則禁止され、大半の行事・イベントは引き続きオンラインでの実施を求める。
経済活動再開に伴う対応策（感染防止策）
<ul style="list-style-type: none"> 感染者追跡は、携帯アプリの入退室記録システム「セーフ・エンター」を商業ビル、小売店、オフィス等で導入を義務化。また、新型コロナ発症者との濃厚接触者の追跡アプリ「TraceTogether」を導入。さらに、ウェアラブル型による追跡端末「トレーストゥゲザー・トークン」が6月23日以降、配布開始。スマート操作できない1人暮らし高齢者を中心に無料配布。
現地経済および産業・企業の動き
<ul style="list-style-type: none"> シンガポール貿易産業省（MTI）は8月11日、2020年通年のGDP成長率予測を「前年比7.0%減～5.0%減」へ下方修正。同年第2四半期のGDP成長率は前期比年率でマイナス42.9%となり、2期連続でマイナス成長となる「テクニカルリセッション（技術上の景気後退）」入りが確定。 新型コロナウイルスに伴う経営環境で大規模解雇に踏み切る企業が相次ぐ。



現地日系企業の活動状況

現地日系企業の抱える課題

操業状況

- 前頁に記載の通り、部分的ロックダウン「サー・キットブレーカー（～6月1日）」期間中は、必須サービスおよび主要製造業を除く企業の操業が認められず、日系企業もその対象となった。閉鎖対象企業の従業員は在宅勤務を余儀なくされている。
- 小売店は食品・医薬品の販売のみ店舗営業が認められていたが、6月19日の第2段階移行により全店舗で営業が可能となった。飲食店もデリバリーと持ち帰りだけだったが、店内での食事が認められている。対人距離を1メートル空け、5人までとすることが条件。
- シンガポール商工会議所（JCCI）とジェトロは共同アンケート調査を実施（8/31-9/7）。256社が回答。①8月に入ってから新規でエンプロイメント・パス（EP）を申請した企業は31社（12%）。内訳は、「承認されなかった（0%）」「承認された（7%）」「結果待ち（5%）」。ただし、9月からのEP発給基準厳格化の発表を受けて、その対応に懸念するという声もあった。②シンガポール労働省等による査察が入った企業：18社（7%）、③出勤率：「0～20%」（39%）、「20～40%」（23%）、「40～60%」（18%）など。

サプライチェーン、物流への影響

- 4月7日から6月1日まで続いた部分的ロックダウンの状況下でも、ほぼ全ての製造活動と輸出入を支える物流は継続した。しかし、周辺国のロックダウンにより、国外からの資材調達や輸出に困難をきたすなどグローバル・サプライチェーンの混乱の直撃を受けた。特に、マレーシアの移動制限令は、資材調達や同国南部ジョホール州から越境通勤する工場や物流現場で働く労働者の足止めを受けるなどの混乱をもたらした。

現在抱える課題、懸念

- 飲食業、サービス業などでは、資金繰り、運転資金について、部分的ロックダウンの解除後もビジネス機会喪失により厳しい状況が続く。各社は、シンガポール政府の支援策の利用、親会社からの支援、新規販路開拓などにより対策措置をとっている。
- 日本人駐在員は、人事異動に伴う新規入国や一時的な出国に伴う再入国が滞っていたが、フェーズ2（6/19）以降、徐々に入国が認められている。ただし、管轄周辺国での商談ができないなどの影響は継続。
- シンガポール政府は、5月以降、公務やビジネス上で必要な相互出張を認める「相互グリーン・レーン（RGL）」制度に係る相互協議を進めている。中国、マレーシア、ブルネイ、韓国、日本との間で導入済み。インドネシア、タイともRGL開始について合意。
- 日本とは、9月30日、駐在員等を念頭に置いた「レジデンストラック」、マレーシアとは、8月10日に越境通勤者を対象とした「定期通勤協定」を開始。



現地政府の企業支援策（進出日系企業を対象に含むもの）

経済支援策

雇用支援制度（Jobs Support Scheme : JSS）

オフィスや工場等の賃料補助および免除
(Rental Rebate and Property Tax Rebate)

支援概要

労働者の雇用維持を目的とし月給の25～75%を補助。
対象期間は10カ月間。6月2日からの職場再開第1段階目で、営業再開できない業種の雇用主に対する最長8月まで月給の75%分を補助するなどの支援策

政府保有については、オフィス、工場、農業用地の賃料（2ヶ月分賃料）、商業用宿泊施設、飲食店、店舗等（4ヶ月分賃料）が免除。商業物件については、家賃1カ月を不動産保有主を通じてテナントに還元。また中小企業にはさらに家賃0.6～0・8カ月分を補助。

出所：財務省（MOF）、国税庁（IRAS）



ジェトロからのお知らせ

関連サービス

- シンガポールにおける新型コロナウィルス対応状況（ジェトロウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/asia/#page_sg
- メールマガジン『JETRO ASIA TREND Plus』
東南アジア、南西アジア、オセアニアの最新ビジネス情報を週2回、お届けしています。
★ご登録はこちらから↓
<https://www.jetro.go.jp/mail/list/asiatrend.html>

お問い合わせ

（国内）
新型コロナウィルス相談窓口
TEL : 03-3582-5651

（平日9時～12時/13時～17時
(土日、祝祭日を除く)）

（海外）

在シンガポール日系企業相談窓口
ジェトロ・シンガポール事務所
<https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/singapore/info/200417.html>